

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成29年6月21日
規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款（平成28年規程第21号。以下「定款」という。）第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員及び評議員が、理事会、評議員会、各種委員会等に出席した場合、本会費用弁償規程に基づき費用を弁償する。

- 2 役員及び評議員が出張する場合は、本会職員等旅費規程（平成17年規程第13号）に基づき、旅費を支給する。
- 3 役員及び評議員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則（令和2年3月10日規程第51号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。